

令和3年度第2回放送大学学園契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和4年4月7日(木) 放送大学学園東京文京学習センター WEB会議	
委員長	溝口 周二 (横浜国立大学名誉教授)	
委員	出口 利定 (放送大学学園・監事)	
委員	大河原 遼平 (放送大学学園・監事)	
審議対象期間	令和3年4月1日 ~ 令和3年12月31日	
審議事項	(1)令和3年度契約(4月~12月締結分)について ア 令和3年度契約の全体像 イ 令和3年度競争性のある契約(一般競争入札、企画競争等) ウ 令和3年度競争性のない随意契約 (2)一者応札案件(4月~12月締結分)について (3)令和3年度再委託(4月~12月締結分)の状況について	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
	意見・質問(上記の審議事項の項番に対応)	回答等
(1)令和3年度契約(4月~12月締結分)について		
イ 令和3年度競争性のある契約(一般競争入札、企画競争等)		
①企画競争における評価項目として提案内容や過去の業務実績を評価しているのはどのような考えからか。		①仕様の内容を実施することを価格だけで判断することが適当でない場合に、履行確実性、質の高さを測る項目として業者による提案部分や過去の業務実績を判断している。
②価格競争だけであると安かろう悪かろうとなるおそれがあるため、コストを切り下げる努力はしつつ、中身もできるだけいいものをもたらしてくれる業者を選ぶように努める必要がある。		②実施させる業務内容を的確にまとめた仕様書を作成するとともに、適切な契約方式により契約相手方を選定することとしたい。
③企画競争とは、契約相手方を決定する際に、価格だけではなく質(提案内容や過去の実績や能力などの評価項目)を含めて判断するものか。		③そのような御理解で結構である。
ウ 令和3年度競争性のない随意契約		
①現在締結している契約の金額が妥当であるか検証できるように複数のシステム業者から情報収集したり、評価を求めたりできるようコネクションをっておいた方が良い。		①競争性のない契約の金額の妥当性については、可能な限り、検証ができるようにしていきたい。
(3)令和3年度再委託(4月~12月締結分)の状況について		
①受託者が再委託をする際には、学園として事前の書面の承諾がないとできないとか、受託者として再委託業者の個人情報の取扱いについて管理をしたりしないと再委託できないとすると適切に取り扱っているか。		①受託者が再委託する際には、学園として事前に書面による承諾を得なければ行うことができないこととしている。また、個人情報の取扱いについても再委託業者が個人情報を取り扱うこともあることから、受託者において再委託業者が実施する業務に対して適切に情報を管理するよう求めている。
その他		
①新規の契約や複雑な契約については、不利な契約とならないように顧問弁護士等に契約条項の確認を受けた方が良いのではないか。		①複雑な契約等を締結する場合には、業務の内容を確認するとともに、必要に応じてチェックを受けるなどして参りたい。